

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第五号

埼玉県包括外部監査人が実施した令和二年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年五月二十五日

|         |           |
|---------|-----------|
| 埼玉県監査委員 | 山 本 光 紀   |
| 埼玉県監査委員 | 小 山 彰     |
| 埼玉県監査委員 | 荒 木 裕 介   |
| 埼玉県監査委員 | 小 久 保 憲 一 |

監査テーマ：高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

| 監 査 結 果                                   |  | 監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容  | 担当課所   |
|---|--|---|--------|
| 項 目                                       | 概 要  |   |        |
| 高齢者いきいきライフ推進事業（老人ホーム入園者創作品展事業）【報告書108ページ】 | <p>【指摘1】委託業務完了報告書について、提出資料等に不備がある場合には、業務完了報告書についても提出資料等が提出される際に、再提出を求めるべきである。</p> <p>委託先より受領した委託業務完了報告書（令和元年9月30日付、同10月1日受領）について、10月1日、23日、11月6日の3つの收受印が押印されており、10月1日、23日の收受印については×印が付けられている。これは、委託先より業務完了の検査に必要な書類が提出されるまでに時間を要したためであるとのことであるが、本来、提出資料に不備がある場合には、業務委託完了報告書を受領すべきではなく、また、受領した場合には、必要書類がそろった段階で業務委託完了報告書の再提出を求めるべきである。收受印が押印された時点で、当該文書は公文書の性質を有するものとなるため、收受印の安易な訂正は認められない。</p> | <p>令和2年11月に再発防止策について検討を行い、提出書類に不備がある場合には、必要書類が揃った段階で委託業務完了報告書の再提出を求めることを徹底することとし、この取扱いを課内で共有した。また、收受印の押印に当たっては、安易な訂正を行うことがないように、收受印の日付が適正であるか必ず複数の職員で確認した上で行う運用とした。</p> | 高齢者福祉課 |